

## 株式会社 新村 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間：令和1年5月21日から 令和4年5月20日までの 3年間
- 2 内 容：

目標1：令和4年5月までに、全社員の所定外労働時間を1人当たり年間300時間未満とする。

<対策>

- 令和1年 5月～ 社内広報等で社員へ周知し、所定外労働時間の削減を図る。
- 令和2年 5月～ 各部門において問題点の検討及び合理的な対策の実施。

目標2：年次有給休暇の取得率を1人当たり年間平均50%以上とする。

<対策>

- 令和1年 5月～ 社内広報等で社員へ周知し、取得促進を図る。
- 令和1年 5月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画等を策定する。